

## 大阪府泉佐野市「空港連絡橋利用税」の新設

平成23年9月30日に大阪府泉佐野市から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 泉佐野市が空港連絡橋利用税を新設しようとする理由

泉佐野市においては、関西国際空港の玄関都市として相応しいまちづくりのため、空港アクセスのための関連道路の整備などの都市基盤整備を進めてきた。その起債償還とともに、空港補完機能としての感染症など高度医療のための病院や、空港消防の維持管理費など大きな負担が生じている。

上記の空港関連施策に関しては、連絡橋の利用者にも受益があることから、税収の確保のため、連絡橋の通行料金を支払う者に対して一定の税負担を求める法定外普通税として、空港連絡橋利用税を新設するものである。

### 2. 空港連絡橋利用税の概要

課税団体	大阪府泉佐野市
税目名	空港連絡橋利用税（法定外普通税）
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者
税率	通行する回数1往復につき100円
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者…連絡橋の通行料金を収受する者)
収入見込額	(平年度) 300百万円
課税免除等	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する車両
徴税費用見込額	調整中
課税を行う期間	5年間

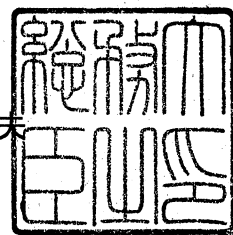
担当：自治税務局企画課  
黒川（23514） 対馬（23516）  
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659



総 税 企 第 6 1 号  
平 成 2 4 年 4 月 1 1 日

泉佐野市長 千代松 大耕 殿

総務大臣 川端 達夫



大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の新設に係る協議  
について（通知）

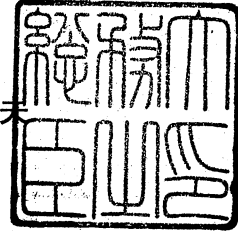
平成23年9月30日付けで協議の申出のあった法定外普通税「空港連絡橋利用税」の  
新設については、地方税法(昭和25年法律第226号)第671条の規定に基づき同意する。



総 税 企 第 6 2 号  
平 成 2 4 年 4 月 1 1 日

泉佐野市長 千代松 大耕 殿

総務大臣 川端 達夫



大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の同意にあたって

地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められています。

そのため、今後、泉佐野市におかれては、本件について、下記のとおり、納税者をはじめとする関係者への十分な説明や周知に努めていただきますことをお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

- 1 泉佐野市外の住民も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るように努めること。
- 2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。

## 大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の新設に係る意見

平成24年4月11日

地方財政審議会

当審議会は、泉佐野市から協議の申出のあった法定外普通税「空港連絡橋利用税」について、地方税法第671条の規定に基づき同意することが適当と考える。

なお、地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められているが、現時点では、納税者をはじめとする関係者に本件についての理解が得られているとは言えない。したがって、今後、泉佐野市には、市の住民以外の者も含まれる納税者をはじめとする関係者に対し、本件についての十分な説明や周知が求められると考えるので、総務大臣は、泉佐野市に対しこの点について助言を行うべきである。

# 地方財政審議会議事要旨

- 1 日時 平成24年4月11日(水) 10時
- 2 出席者  
(委員) 神野 直彦(会長) 佐藤 信 木内 征司  
中村 玲子 松本 克夫  
  
(その他) 自治税務局企画課 税務企画官 市川 靖之
- 3 議題 大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の新設について  
大阪府泉佐野市の法定外普通税の新設について総務大臣に協議があったものであり、地方税法第670条の2の規定に基づき、審議するものである。
- 4 要旨 標記の件について、審議の上、総務大臣に対し、同意することが適当であるとの意見を申し出ることとした。

## (主な内容)

- 利用税と課税標準を同じくする国税又は他の地方税はなく、また、税額が100円と少額であり、住民の負担が著しく過重となるとも言えないことから、利用税は地方税法第671条第1号の規定には該当しない。
- 利用税の税額が100円と少額であり、平成16年度に実施された、空港連絡橋通行料金の引下げによる空港連絡橋の車両通行量等に係る社会実験の結果をみても、空港連絡橋の通行量に重大なマイナスの影響が生じるものではないと考えられる。したがって、利用税は物の流通に重大な障害を与えるものとは言えず、地方税法第671条第2号の規定には該当しない。
- 地方税法第671条第3号の規定「国の経済施策に照らして適当でない」とする場合とは、施策に重要な影響を及ぼす場合に限定すべきであると考えられる。関西国際空港へのアクセス機能の改善・強化という施策が地方税法第671条第3号に規定する国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、平成16年度に実施された上記社会実験の結果をみても、利用税による100円の追加負担が関西国際空港へのアクセスに重要な影響を与えるとは認められない。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないとは言えないと考える。
- 道路無料公開の原則の下で有料道路制度等においてのみ課金を認めているという施策が地方税法第671条第3号に規定する国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、利用税は、道路無料公開原則の例外としてすでに料金が課されている空港連絡橋の利用について、100円という少額の税を課するものであることから、利用税が施策に重要な影響を与え

るとは認められない。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。

- 利用税が他の地方団体へ波及することにより与える施策への影響については、波及の程度についての合理的な見込みに基づき判断する必要があると考えられるが、これを合理的に見込むことは困難であり、その影響は必ずしも明らかではない。したがって、旧道路関係4公団から承継した債務等の法定期間内の償還という施策が、地方税法第671条第3号に規定する国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、利用税が施策に重要な影響を与えることが明らかとは認められない以上、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。
- これらのことから、泉佐野市から協議の申出のあった法定外普通税「空港連絡橋利用税」について、地方税法第671条の規定に基づき同意することが適当と考える。
- なお、地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められているが、現時点では、納税者をはじめとする関係者に本件についての理解が得られているとは言えない。したがって、今後、泉佐野市には、市の住民以外の者も含まれる納税者をはじめとする関係者に対し、本件についての十分な説明や周知が求められると考えるので、総務大臣は、泉佐野市に対しこの点について助言を行うべきと考える。

## 参考 地方税法（抄）

（市町村法定外普通税の新設変更）

第六百六十九条 市町村は、市町村法定外普通税の新設又は変更（市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

### 2 略

第六百七十条の二 総務大臣は、第六百六十九条第一項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第六百七十一条 総務大臣は、第六百六十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。